放送普及基本計画の一部を変更する告示案新旧対照条文 ○放送普及基本計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十号)

(傍線部分は変更部分)

変更案

第1 放送局の置局(受託国内放送及び受託内外放送にあっては、受 第1 放送局の置局(受託国内放送及び受託内外放送にあっては、受 託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業 務。以下同じ。) に関して定める指針及び基本的事項 (略)

- 1 放送を国民に最大限に普及させるための指針
- (1) 国内放送の普及 (略)
- (2) 受託国内放送の普及

衛星系による受託国内放送については、放送に関する需要の 動向を勘案するとともに、地上系による放送及び有線放送との 連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとす る。

ア 特別衛星放送

特別衛星放送については、デジタル放送以外の放送か らデジタル放送に、平成23年7月24日までに全面移 行すること。

(ア) デジタル放送

特別衛星放送のうちデジタル放送については、平成 22年までは周波数の17を、平成22年から平成2

託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業 務。以下同じ。) に関して定める指針及び基本的事項 (略)

現行

- 1 放送を国民に最大限に普及させるための指針
- (1) 国内放送の普及 (略)
- (2) 受託国内放送の普及

衛星系による受託国内放送については、放送に関する需要の 動向を勘案するとともに、地上系による放送及び有線放送との 連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとす る。

ア 特別衛星放送

特別衛星放送については、デジタル放送以外の放送か らデジタル放送に、平成23年7月24日までに全面移 行すること。

(ア) デジタル放送

特別衛星放送のうちデジタル放送については、平成 22年までは周波数の17を、平成22年から平成2

3年までは周波数の18を、平成23年からは周波数の24を使用して行うこと。

この場合において、

A 協会が委託により行わせる放送

- (A) 平成23年7月24日 (同日までの間に放送法第48条第3項において準用する同条第1項の規定により同法第9条の4第1項の認定を受けた委託国内放送業務の廃止の認可があったときは、当該廃止の日。以下「業務廃止日」という。)までの間においては、協会が委託により行わせる放送については、その周波数の1の範囲内において、次のaからcまでに掲げる各1系統の放送を行うこと。
 - a 難視聴解消を目的とする放送 (標準テレビジョン放送)
 - b 衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送(標準テレビジョン放送)
 - c 技術動向を踏まえた、デジタル技術の特性及び 高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する総合放送(高精細度 テレビジョン放送(災害や重大事件・事故の発生 に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方 法の開発若しくは普及に資するために一時的に標 準テレビジョン放送を行うこともできるものとす

3年までは周波数の18を、平成23年からは周波数の24を使用して行うこと。

この場合において、

A 協会が委託により行わせる放送

- (A) 協会が委託により行わせる放送については、その周波数の1の範囲内において、1系統の難視聴解消を目的とする放送及び1系統の衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送を標準テレビジョン放送等により行うこと。
- (B) (A)以外の協会が委託により行わせる放送について は、技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高 画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する高精細度テレビジョン総合 放送1番組(注)を行うこと。

る。))

- (B) 業務廃止日以降においては、協会が委託により行わせる放送については、その周波数の1の範囲内において、次のa及びbに掲げる各1系統の高精細度テレビジョン放送を行うこと(一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。)。
 - a 衛星系の広域性、経済性、大容量性及び高品質性 を生かした情報の提供を行う総合放送
 - b 外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用 し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の 育成及び普及を促進することを目的とする総合放 送
- (C) (B) の放送については、次のa及びbに掲げる事項に取り組むものとする。
 - a 首都直下型地震等により地上系の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星系による放送の特性を生かすこと。
 - b 多様化、高度化する公衆の需要を踏まえデジタル 技術の新しい利用方法の開発又は普及を進めるこ と。
- (D) (B) b の放送については、次の a 及び b に掲げる 事項に取り組むものとする。

- (C) ただし、(A) 及び(B) の協会が委託により行わせる放送は、(イ) の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組(主たる放送の番組数)を超えないことを前提に、衛星系による協会が委託により行わせる放送全体を見直すものとする。
 - 注 災害や重大事件・事故の発生に対応するため又 はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは 普及に資するために一時的に行われる標準テレビ ジョン放送を含む。

- a 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者(国内において放送番組の制作の事業を行う者(協会の子会社及び関連会社を除く。)をいう。以下同じ。)に制作を委託した放送番組(協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。)及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。
- b 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等 に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以 外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の 放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよ う努めること。
- (E) (B) b の放送については、(イ)の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送が終了するまでの間においては、協会の地上系によるテレビジョン放送(デジタル放送以外の放送)の難視聴の状況を踏まえて必要に応じ難視聴解消のための放送番組を放送するものであること。
- (F) 協会が委託により行わせる放送の在り方について は、Cに規定する特定標準テレビジョン放送が終了 するまでの間に、協会の地上系によるテレビジョン 放送の難視聴世帯の状況、技術の進展の動向等を踏 まえて、総合的な検討を行い、必要に応じて見直す こととする。

- B 学園が委託により行わせる放送 (略)
- C 一般放送事業者が委託により行わせる放送 (略)

なお、平成22年からは、その周波数の1の範囲内に おいて、7系統の標準テレビジョン放送((1)ア(エ)A のうち協会の放送及び一般放送事業者の放送(一般放 送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広 域圏であるものに限る。)と同一の放送を同時に行う ものに限る。以下「特定標準テレビジョン放送」とい う。)を行うものであること。

(イ) デジタル放送以外の放送

特別衛星放送のうちデジタル放送以外の放送については、2 系統の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送((2) \mathcal{P} (7) (2) (2) (2) (3) (2) (3)

また、これらの放送は、平成23年7月24日までに終了すること。

 $(3) \sim (5)$ (略)

2 放送(委託して放送をさせることを含む。)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるように

- B 学園が委託により行わせる放送 (略)
- C 一般放送事業者が委託により行わせる放送 (略)

なお、平成22年からは、その周波数の1の範囲内に おいて、7系統の標準テレビジョン放送((1)ア(エ)A のうち協会の放送及び一般放送事業者の放送(一般放 送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広 域圏であるものに限る。)と同一の放送を同時に行う ものに限る。以下「特定標準テレビジョン放送」とい う。)を行うものであること。

(イ) デジタル放送以外の放送

特別衛星放送のうちデジタル放送以外の放送については、2 系統の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送((2) $\mathcal{F}(\mathbf{r})$ $\mathbf{A}(\mathbf{A})$ と同一の放送を同時に行うものに限る。)及び1 系統の一般放送事業者が委託により行わせる標準テレビジョン放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成23年7月24日まで に終了すること。

 $(3) \sim (5)$ (略)

2 放送(委託して放送をさせることを含む。)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるように

するための指針 (略)

3 その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的 事項

地上系による一般放送事業者の放送については、放送事業者の 構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその放送を 通じて地域住民の要望にこたえることにより、放送に関する当該 地域社会の要望を充足すること。

第2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放 第2 送系の数(受託国内放送に係る放送対象地域にあっては、放 送系により放送することのできる放送番組の数)の目標

1 • 2 (略)

3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数の目標

するための指針 (略)

3 その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

地上系による一般放送事業者の放送については、放送事業者の 構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその放送を 通じて地域住民の要望にこたえることにより、放送に関する当該 地域社会の要望を充足すること。

また、協会が受託国内放送において委託して行わせるテレビジョン放送のうち、文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るものについては、デジタル技術の特性を活用して、多様化、高度化する、視聴覚障害者等を含む公衆の需要や地域社会の要望にこたえること。

第2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(受託国内放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送することのできる放送番組の数)の目標

1 • 2 (略)

3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数の目標

(1) 特別衛星放送(デジタル放送)

ア 協会が委託により行わせる放送

放送	きの区分	放送対 象地域	放送系により放送することのできる放送 番組の数の目標
テレビジ	難視聴解消を目	全国	1 (注)
ョン放送	的とする放送		
	総合放送	全国	2

(注) 業務廃止日に終了することとする。

イ・ウ (略)

(2) 特別衛星放送 (デジタル放送以外の放送)

放	送の	区 分	放送 対象 地域	放送系により放 送することので きる放送番組の 数の目標
協会がにより行	テ レ ビ ジョン 放送	難視聴解消を目的とする放送	全国	<u>1 (注1)</u> (注2)
わせる 放送		総合放送	全国	<u>1 (注1)</u> <u>(注3)</u>

- (注) 1 特別衛星放送 (デジタル放送) と同一の放送を 同時に行うものとする。
 - 2 業務廃止日に終了することとする。
 - 3 業務廃止日以降については、2とする。

4 (略)

(1) 特別衛星放送(デジタル放送)

ア 協会が委託により行わせる放送

放送	きの区分	放送対 象地域	放送系により放送することのできる放送 番組の数の目標
	難視聴解消を目 的とする放送	全国	1_
放送	総合放送	全国	2

イ・ウ (略)

(2) 特別衛星放送 (デジタル放送以外の放送)

放	送の	区 分	放送 対象 地域	放送系により放送することので きる放送番組の 数の目標
	テレビ	難視聴解消	全国	1
	ジョン	_ , , , , , _ ,		
より行	放送	る放送		
わせる		総合放送	全国	<u>1</u>
放送				

(注) 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送 (デジタル放送) と同一の放送を同時に行うものと する。

4 (略)